

就職の
ための

豊田市再就職等支援資格取得費補助事業

資格取得を支援します

★ 失業されている方が雇用される場合又は期間工などの非正規労働の方が正規化される場合に、その雇用・正規化のために必要となる「資格」の取得に要した費用の一部を補助します。

(※資格=ホームヘルパー2級、クレーン、フォークリフト、大型2種など)

補助の対象となる方

- ① 豊田市内在住の失業者等で、雇用又は正規化されるに当たって必要となる資格を自らの費用で取得された人
- ② 豊田市内在住の失業者等を雇用又は正規化する事業者で、雇用又は正規化するに当たって必要となる資格を自らの費用で取得させた事業者

補助の対象となる費用

資格を取得するため又は取得させるために要した次の経費

- ① 講座等の受講料
- ② 受講に必要な教材費
- ③ 資格試験等の受験料
- ④ 資格の登録費
- ⑤ その他市長が認めた経費

補助の際の要件

- ① 雇用者（事業者）との間で「雇用契約」が結ばれていること。
- ② 資格の取得日が平成21年4月1日以後であること。
- ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体ではないこと。

補助金の額等

- 補助対象となる経費の2分の1以内
 - ※ 上限額=5万円
 - ※ 下限額=1千円

申請に必要な書類

- ① 補助金交付申請書
- ② 雇用証明書
- ③ 資格取得費明細書
- ④ 定款、規約その他これらに類する書類（申請が事業者の場合）
- ⑤ 役員名簿（申請が事業者の場合）
- ⑥ 市税完納証明書
- ⑦ 資格取得に要した費用の領収書の写し
- ⑧ 取得した資格内容を証明できるものの写し（免許証等）

※ 上記①～⑤は「とよた産業ナビ」からダウンロード可能。
⑥は豊田市市民課もしくは各支所で交付できます。

- この補助事業の事業期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間です。



問い合わせ先

豊田市 産業部 産業労政課
産業振興・労政担当
《直通電話》 0565 (34) 6643